

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 公安委員挨拶

『失言』を辞書で引くと『言っではいけないことをうっかり言ってしまうこと』とある。若いときの失言は軽くみられ、許されることもあるが、年齢を重ねて重要なポストに就くとちょっとした言葉が明暗を分けることもあり、失言にも軽重がある。失言はしたら防げるのか。失言してしまった場合の対応策を著したものも出版されているが、私なりの考えの一つに、自分の言いたいことを事前に全て箇条書にし、言っでいいことと悪いことを分け、後者を消していくという方法がある。ここにおられる各部のトップや本部長の一言の重みを考えると大変な立場におられると思う。政治家の発言が波紋を呼ぶことがあるように、言葉を選ぶということは大切である。そして、更に大切なのは、自分の言ったことに責任を持ち、確固たる自信を持って行動することである。そのようなトップであってほしい。皆さんには多数の部下職員がいる。一人一人にさまざまな機会に^{げき}檄を飛ばし、褒め、盛り上げて職務を遂行することで、県民の安全・安心を確保してほしい。」旨の発言があった。

警察本部

2 議題

公安委員会宛て苦情の申出

公安委員会宛て苦情の申出について説明があり、原案のとおり決定した。

警察本部

3 報告

(1) 苦情の取扱状況（令和3年6月）

苦情の取扱状況（6月）について報告があった。

警察本部

(2) 銃刀法の一部を改正する法律の概要

「改正の目的は、クロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定めるものである。改正の概要は、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウが所持禁止の対象、標的射撃や動物麻酔等の一定の用途に供するため所持しようとする者はクロスボウごとに公安委員会の許可を受けなければならない、許可を受けた用途以外の目的で正当な理由なく携帯・運搬してはならない、標的射撃は危害予防上必要な措置が執られている場所に限る、適切な設備及び方法により

保管する義務、譲渡し時に所持許可証を確認する義務、販売業者による公安委員会への届出等である。不法所持の罰則は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、施行前から所持する者は経過措置期間内での許可申請、廃棄等が必要である。改正法の施行は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日であり、クロスボウの回収・廃棄を確実に進めるため警察署において無償で引き取りを行っている。警察に関する手数料条例、島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する訓令、銃砲刀剣類関係代行事務の取扱いに関する訓令等の関係規程の改正が必要である。」旨の報告があった。

委員 [意見]「全国でクロスボウを使用した犯罪が発生しており、そういった背景もあって法改正がなされたと思う。将来的には殺傷能力のあるものは全て規制の対象となることを願う。適正に対応していただきたい。」

委員 [意見]「これまで規制されておらず、現在県内に何丁あるのかも分からないので、広報と情報収集を行ってほしい。」

委員 [意見]「広報啓発活動をしっかりと行っていただき周知してほしい。」

(3) 暴力団員に対する中止命令の発出

警察本部

「中止命令日は令和3年7月1日、中止命令対象者は指定暴力団六代目山口組傘下組織の暴力団員A及び会社役員Bである。中止命令の理由は、Aについては、甲さんが飲食店でトラブルを起こしたことに関し、甲さん等3名に対して、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、知人が経営する飲食店の休業補償費等の対償として、金品等をみだりに要求したためであり、Bについては、Aが暴力的要求行為をしている現場に立ち会い、前記暴力的要求行為を助ける行為をしたためである。中止命令の内容は、Aについては、『甲さん等3名に対し、名目のいかなを問わず、金品その他の財産上の利益の贈与の要求を継続してはならない。上記の要求をする目的で、電話をかけ、文書を送りつけ、又は面会を要求してはならない。』であり、Bについては、『Aが、金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求している現場に立ち会い、当該暴力的要求行為を助けてはならない。』である。」旨の報告があった。

委員 [意見]「暴力団に対しては毅然とした態度で対応していただきたい。また、情報収集を行って今後も適正な対応をお願いする。」

委員 [意見]「コロナ禍で様々なトラブルがあると思うが、暴力団に対し

委員 [意見]「中止命令対象者をよく見ていただき、一般の人に影響がないようにしていただきたい。」

(4) 7月6日からの大雨に伴う警察措置

警察本部 「7月6日から降り出した記録的大雨により、警戒レベル5『緊急安全確保』が7月7日に松江市八雲町日吉地区、7月12日に雲南市全域及び飯南町全域に発令されたほか、県内の複数地区に警戒レベル4『避難指示』が発令された。これまで人的被害は確認されていないが、県東部を中心に床上浸水、土砂崩れ等多数の被害が発生している。県警察は、本部長を長とする甲号災害警備本部を設置した。土砂崩れ等により孤立した地域の住民や道路冠水により走行不能となった自動車の運転手等を署員や機動隊員及び県警へリが救出救助したほか、土砂崩れや道路冠水について道路管理者と連携した交通規制を実施した。上空からは被災状況の情報を収集し、そのライブ映像を官邸、警察庁、島根県災害対策本部等に提供した。警察署員は、避難所への巡回や被災地のパトロール等の活動を実施した。」旨の報告があった。

委員 [意見]「災害が発生したならば、警察は先頭に立って活動しなければならない。救出救助活動では、自分たちの身を守ることに留意して活動していただきたい。」

委員 [意見]「災害現場では警察の対応に感謝していると聞いた。平素から訓練されているからこそ災害現場での確な対応がとれていると思う。二次災害防止や自分たちの命を守ることも念頭に活動していただきたい。」

委員 [意見]「災害時、被災者にとって警察は頼みの綱である。引き続き、よろしく願います。」

4 話題

初任科生の諸行事

警察本部 「6月25日、島根県公安委員が来校され、学校長からの概況説明後、初任科生の授業を視察され、学生・教職員の励みとなった。6月14日、災害警備訓練を実施し、災害発生時における各種救助訓練を通じ、初任科生は災害に対する危機感と緊張感を体験し、体力・知識の習熟の重要性について再認識した。6月24日、初任科第169期生に対し警察手帳の貸与を行い、学校長から警察手帳の重みについて訓示があり、初任科生は警察官としての職責を再認識した。7月5日から9日までの間、初任科第169期生が松江警察署管内の交番において制服研修を実施し、各種事案対応を経験し、教養効率の

向上につながった。なお、7月16日・19日、初任科生は盲学校の教員を講師とした、視覚障がい者介助研修を受講する予定である。」旨の報告があった。

委員 [意見]「授業を視察したが、初任科生は真剣に講義を聴き活発に発言していた。引き続き、力強い警察官を育てていただきたい。」

委員 [意見]「引き続き障がいがある方への対応についても教養を行っていただきたい。」

委員 [意見]「警察に入ったときの志を持ったまま現場に出られるよう教養をお願いする。」

5 総括

本部長 「本日から金崎公安委員に御出席いただき、新たな体制での会議となる。県警察としてこの1年間しっかりやってまいりたい。会議では、警察特有の言い回しで分かりにくい言葉遣いがあるかもしれないが、説明の際は配慮してまいりたい。7月10日からコロナウイルスワクチンの職域接種が始まり、順調に推移している。今後も土日に実施予定である。」旨の発言があった。